

(様式)

社教第219号
令和6年12月17日

尾花沢市監査委員 殿

尾花沢市教育長 村松 真

監査の結果に基づき講じた措置について

令和6年11月20日付けで通知のあった監査の結果について、下記のとおり措置を講じたので通知します。

記

1. 財政援助団体監査 NPO法人尾花沢総合スポーツクラブ (所管：社会教育課)
2. 措置状況 別紙のとおり

課名等 (監査対象団体)	監査の結果	措置状況
NPO 法人尾花沢総合スポーツクラブ 所管:社会教育課	尾花沢市運動公園指定管理について	
	NPO法人 尾花沢総合スポーツクラブ ①基本協定第7条に定められている「翌年度の事業計画」が提出されていない。	所管課へ提出。
	②事業報告書に法人全体の決算書が添付されている。指定管理料の決算内訳を添付されたい。	所管課へ提出。
	③仕様書にもあるように、緊急時、災害時、防犯及び防災対策について、対応マニュアルを作成し、年一回以上訓練を行い、職員に徹底すること。	12月3～4日に防火防災管理講習会を受講。今後、講習内容を職員に周知するとともに、対応マニュアル作成と訓練実施について市消防本部に相談する。
	④全般的に決裁年月日の記入がされていない。	確認後、記入済。
	⑤請求書の日付を記入せず請求しているものがある。	関係団体に確認後、記入済。
	⑥野球場への西側の階段を上ったところにある看板について、損傷が激しく書いてあるものが全く分からない状況である。適正に管理し、利用者への連絡事項等有効に活用されたい。	周辺に運動公園案内看板を設置したため、現在使われていない看板。有効活用策について今後検討する。
	⑦令和5年度収支決算書中文言の誤りあり。	「花笠高原レンタル業務」に字句訂正。
	⑧処務規程による体制を早急に整備されたい。	理事会と緊密に連携し情報共有を図りながら利用者に支障が生じないよう努めているが、規程に沿った円滑な運営体制を確保できるよう引き続き理事会と調整していく。
	社会教育課 ⑨施設使用料の支払いについて、毎週月曜日に現金を社会教育課に持って行くようであるが、その際に領収証書は発行されず、後日社会教育課長宛での納入通知書(写)を受け取る形となっている。事前に納付書を発行してもらい直接金融機関に納付するか、社会教育課の分任出納員の領収証書を受領されるべきである。	今後、指定管理者において納付する手続きとする。
	⑩指定管理料の支払いについて、年度協定書では4月、7月、10月、1月と定められているが、4月、10月の支払いが遅れている。	支払計画に基づき支払遅延が生じないよう適正に執行する。
⑪仕様書の文言に誤りあり。	字句訂正「クロスカントリーが」追加	